

訳者あとがき

本書は、R. A. W. Rhodes, John Wanna, & Patrick Weller (2009). *Comparing Westminster*, Oxford University Pressの全訳である。

本書の第一著者のロッド・ローズ教授は、2014年5月時点で、イギリスのサウスハンプトン大学の教授であり、オーストラリア・ブリスベンのグリフィス大学の教授でもあり、ニューカッスル大学の名誉教授でもある。ローズ教授は、オーストラリア社会科学アカデミー及びイギリス社会科学院の会員であると同時に、イギリス政治学会 (PSA) の会長や議長を務め、終身の副会長でもある。ローズ教授は、コア・エグゼクティヴ論やガヴァナンス論などで、大いに注目を集め、議論をリードしてきた。

ジョン・ワンナ教授は、現在オーストラリア国立大学 (ANU) において、ANZOGの部門で、オーストラリアの外交官の名を冠されたあるサー・ジョン・バンティングの議長・教授である。ANZOGとは、Australian and New Zealand School of Governmentの略語で、オーストラリア政府・ニュージーランド政府及び関係の諸大学・諸研究所で組織されたネットワークであり、上記諸国の行政の発展のために研究や学習を行っている。

パトリック・ウェラー教授は、グリフィス大学の教授であり、学士・修士の学位はオックスフォードで修めているが、その後、オーストラリア国立大学で博士学位を取得した。その後は、オーストラリアに居を定め、今日まで研究を進めている。オーストラリアの政治・行政研究において最も長い期間貢献し、数多くの著作を出版している。特に、オーストラリアの首相や内閣に関する研究においては、オーストラリアを代表する研究者と言って良いであろう。また、オーストラリアの叙勲システムであるthe Order of AustraliaにおいてOfficerを与えられている。

本書を翻訳するきっかけとなったのは、筆者のグリフィス大学におけるサバティカル (2013年8月-2014年3月) であった。筆者は、それまではイギリス政治の研究に主として取り組んできたが、イギリスと日本の二院制の比較研究をするうちに、どうしてもオーストラリアの二院制の研究が、日本を含む二院制

の比較研究にとっても不可欠であると考えようになり、2013-14年にかけて、グリフィス大学のガヴァナンス・公共政策センターの客員教授として、ブリスベンに滞在した。ローズ教授は、上記のとおり、グリフィス大学の教授として同研究所で研究をしており、ウェラー教授も同大学で研究をしていた。そこにおいて、ローズ教授やウェラー教授とお話するうちに、彼らの研究を是非日本に紹介したいと考えるようになった。

その理由は端的に言って二点である。

第一に、彼らのウェストミンスター諸国の比較研究は、レイプハルトによる諸国のカテゴリー分類とは異なり、ウェストミンスター・モデルのむしろ内的な発展過程を明らかにしているからであった。

アレンド・レイプハルトの各国比較の業績の豊富さは改めて説明するまでもないが、日本においても、『民主主義対民主主義—多数決型とコンセンサス型の36ヶ国比較研究』（勁草書房、2005年）や『多元社会のデモクラシー』（三一書房、1979年）が翻訳として出版されるなかで、彼のコンセンサス型とウェストミンスター型というカテゴリー分類が日本でも、政治学の枠だけにとどまらずに、広く知られるようになった。しかし、その結果、日本におけるウェストミンスター・モデル理解の1つの固定的理解がやや強まったことも否定できない。レイプハルトの理解は、日本の政治学の研究文献にとどまらず、憲法学の研究文献に至るまで参照・依拠されることが多かった。ただ、レイプハルトによる多国間比較研究が持つ先駆的意義は大きいものの、同時に、それに対する有力な批判も多いことは、日本では専門家以外で知られることは少なかった。

ローズ、ワンナ、ウェラーによる本書は、そうしたレイプハルトのウェストミンスター理解に対して、1つの対案を示している。

彼らの方法は、ウェストミンスターの諸思想を形づくってきた実践家（政治家や官僚たちを含む）や学者たちの言葉や叙述を追いながら、その諸思想がどのように形成され、また、各国の文脈に移し替えられた時に、どのような挑戦を受け、ディレンマを起こし、変容していったのかということを、つぶさに追いかけていく（なお、諸思想はideasであり、これをアイディアとして訳すことが適切な文脈ではそう訳したが、本書におけるideaという言葉は、制度論的なアプローチで使われるアイディアではなく、より一般的な意味での思想、見方、考え方に類するものが多かったのもので、それぞれの意味で訳出した）。

その結果、レイプハルトのようにウェストミンスター・モデルを、単に多数主義的なものと考えていただけでは把握できなかった諸側面を明らかにすることに成功している。それは、本書で指摘されているような責任政府、内閣の集団的責任、立憲的官僚制、公式な反対党などに関するものである。

したがって、ウェストミンスター・モデルは、彼らによっては、カテゴリー分類としてよりも、「家族としての諸思想」として表現される。それを最も端的に表すのは、次の部分である。

「彼らの政府は、その起源においてイギリス的で、形態において議会的で、精神においては責任的そして代表制的である。しかし、それらは家族としての国々であり、クローン牛ドリーの群れではない。子供たちは、その誕生から、彼ら自身の特徴を示し、個性を持って育ち、したがって国々は、始めから、異なり、そのプロセスをより発展させることになる。親が望むように、子供たちは、独立し、自活するが、依然として家族の一員である。親も年をとり、威厳を身に付け、より一層の生殖活動からは引退し、1世紀以上前には若い国々を生み出した活発な若い成人とは異なって見えるようになる。彼らの関心は変化であろうが、それでも、彼らは家族の構成員であり続ける」。

筆者が本書を翻訳するに至った第二の理由は、本書が、解釈アプローチという方法によって書かれているからであった。

本書の第一著者であるローズ教授は、カリフォルニア大学バークレー校のマーク・ビーヴァー教授との共同研究により、解釈アプローチに基づく政治行政分析を行ってきた。彼ら2人と、オーストラリアにおけるウェラー教授は、この解釈アプローチの発展に長年携わってきた。

解釈アプローチとは、「アクションや諸制度を形づくる意味に焦点を当てる」方法であると言われる (Bevir, M. and Rhodes, R.A.W (2000). 'Interpretive Theory', in D. Marsh and G. Stoker (eds.), *Theories and Methods in Political Science*, Macmillan)。政治家たちや官僚たちが行動を起こすことによって政治的な諸実践が行われ、立法などを通じて諸制度が形づくられていくのであるが、解釈アプローチは、その政治家や官僚（あるいは憲法慣習の形成に影響を与える学者たち）が抱く意味を、彼らの発言や著述などを通して解明していく。その際に、カギとなるのが、政治家、官僚、学者たちで共有される諸信念beliefsである。そして、その諸信念は、必ずしも諸制度や諸実践を正確に反映したり、把握したりするばかり

だけではなく、たびたび、それらを誤解したり、ないものをあると理解する場合もある。そのため、たびたび本書においては、「神話」についても言及される。さらに、そこで伝統が形づくられるが、その伝統は、イギリスから、他の植民地諸国へと伝播されるなかで、各国の事情との間でディレンマを起こし、変容する。

また、このような解釈アプローチは、この数十年日本においても注目されてきた新制度論的な方法とも異なる。解釈アプローチにおいては、本書に明らかにように、政治現象を、制度による影響から説明することよりも、むしろ政治家、官僚、学者などで共有されている諸信念の内的発展に、重点が置かれる。筆者なりの理解で書くならば、制度論が政治現象を制度からの影響を重視して描こうとするのに対して、解釈アプローチは、制度による影響があるとしても、制度→諸アクターの解釈（諸信念）→諸実践という形で、諸アクターによる解釈が諸制度と諸実践の間にあり、これが重要な役割を果たしている。もちろん、制度論においても、アイディアの果たす役割は注目を集めており、制度から諸実践に至る過程で、アイディアに対する分析は熱心に行われている。ただ、解釈アプローチの場合には、制度や伝統の解釈という政治家や官僚、学者たちの内的かつ歴史的な展開の方に重点を置くという点で、特色があることが、本書を読んでいただければ、明確となるであろう。なお、ローズ、ワンナ、ウェラーらも、本書のなかでも書いているとおり、彼らの学問自体が「諸解釈に対する諸解釈」であり、彼らも解釈を行っているということは、自覚されている。

こうした解釈アプローチの可能性は、近年の日本政治の動きを見た場合でも意義を持っていると、筆者は考えている。というのは、近年の日本政治の動きは、ある意味、日本の国会と言う制度の逆を、政治家たちの「思い込み」（信念）で突っ走ってきた側面を見て取れるからである。90年代以来、日本政治では民主党などの非自民政党による政権交代がクローズアップされ、実際、民主党政治家の発言などにおいても、イギリス的な（つまりウェストミンスター的な）政権交代イメージが繰り返し述べられてきた。

しかし、日本の国会の仕組み自体、ウェストミンスター的な衆議院と米国上院に近い参議院で成り立っており、制度的には混在しているにもかかわらず、民主党の政治家たちは、それをイギリス的に過度に「解釈」してきたと言える。

つまり、米国上院的な（つまり変化を押しとどめる）制度は、制度として存在しながらも、十分に「解釈」されてこなかった。この点について、著者の1人のウェラー教授にお話ししたところ、日本国会に対するウェストミンスターの側面の重視・米国議会的な側面の軽視に関して、「まさに、それこそが解釈である」と述べられた。このような経緯で、諸アクターの「解釈」に焦点を当てる解釈的アプローチに、筆者としては関心を抱いた。これが、筆者が本書を翻訳した第二の理由である。

翻訳にあたっては、ローズ教授とウェラー教授の属するガヴァナンス・公共政策センターに、筆者も客員として属していたので、本書の記述に関して不明な点を両教授に聞くことができたり、解釈アプローチに関する質問をしたりして回答を得ていた。したがって、翻訳の環境としては絶好の状態であったが、その絶好の状態を活かしているかどうかは、全て翻訳者（小堀眞裕と加藤雅俊）の責任であり、万全を期したものの本書のなかに誤訳などがあった場合には、当然翻訳者たちの責任である。なお、共訳者として、本書の訳出に携わってもらった加藤雅俊氏にも感謝申し上げたい。彼はオーストラリア政治やアイディアの政治に関する著書や論文を書いており、本書の訳出のパートナーとして最適であった。

今回、本書の翻訳出版の話を持ちかけたところ、「翻訳は売れない」という近年の日本出版界の常識にもかかわらず、法律文化社と小西英央氏には快諾いただいた。この場をお借りして、改めて感謝申し上げたい。また、原稿の点検作業を快く引き受けていただいた立命館大学法学部法学アカデミーの赤塚みゆき氏にも、感謝申し上げたい。

最後に、2013年から2014年にかけて、筆者に研究の場を提供していただいたグリフィス大学のガヴァナンス・公共政策センターの諸先生方、特に、責任者として受け入れていただいたヘイグ・ペイターパン先生に対して、改めて感謝の意を申し上げたい。筆者の研究室も、ペイターパン先生の研究室の斜め向かいに設けてもらい、滞在中はほとんど専任の教員と同じ扱いをしていただき、活発な交流の機会を提供していただいたことに大変感謝している。

2015年春

小堀 眞裕